

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第14号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年佐賀県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（加算額等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県職員給与条例第10条の2第2項及び学校職員給与条例第11条の4第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>12,000円</u></p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>18,000円</u></p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>24,000円</u></p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>30,000円</u></p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>35,000円</u></p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>40,000円</u></p> <p>(8) 1,500キロメートル以上 <u>45,000円</u></p> <p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 県職員給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単</p>	<p>（加算額等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県職員給与条例第10条の2第2項及び学校職員給与条例第11条の4第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u></p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>20,000円</u></p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u></p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u></p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u></p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>43,000円</u></p> <p>(8) 1,500キロメートル以上<u>2,000キロメートル</u>未満 <u>48,000円</u></p> <p>(9) <u>2,000キロメートル</u>以上<u>2,500キロメートル</u>未満 <u>53,000円</u></p> <p>(10) <u>2,500キロメートル</u>以上 <u>58,000円</u></p> <p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 県職員給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単</p>

改正前	改正後
<p>身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰したこと又は職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条第1号の規定による休職から復職したこと（以下「復帰等」という。）</u>に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、<u>当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u></p>	<p>身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u></p> <p><u>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（法第28条の2第2項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u></p> <p><u>イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰したこと。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は第5条各号に掲げる法人に使用される者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>(8) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の日から45日を経過する日までに県職員給与条例第10条の2第1項若しくは第3項又は学校職員給与条例第11条の4第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するに至った職員に対する第10条の規定の適用については、同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「この規則の施行の日から60日」とする。</u></p> <p><u>（佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正）</u></p> <p>3 <u>佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第15条（見出しを含む。）中「及び通勤手当」を「、通勤手当及び単身赴任手当」に改める。</u></p>	<p><u>ウ 職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条第1号の規定による休職から復職したこと。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は第5条各号に掲げる法人に使用される者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>(8) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）</u></p> <p>2 <u>佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第10条の規定により読み替えられた県職員給与条例第10条の2第2項又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第83号）附則第8条の規定により読み替えられた学校職員給与条例第11条の4第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、26,000円とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 住居手当に関する規則(昭和49年佐賀県人事委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第5条の2 県職員給与条例第9条の4第1項第2号及び学校職員給与条例第11条の2第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則(平成2年佐賀県人事委員会規則第2号)第6条第2項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員、地方公務員(職員を除く。))若しくは同規則第5条各号に掲げる法人に使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年佐賀県条例第3号)第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成13年佐賀県条例第46号)第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例(昭和27年佐賀県条例第18号)第2条第1号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職)の直前の住居であった住宅(有料の佐賀県職員宿舍並びに第2条第1号に規定する住宅、宿舍及び職員宿舍並びに同条第2号に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第5条の2 県職員給与条例第9条の4第1項第2号及び学校職員給与条例第11条の2第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則(平成2年佐賀県人事委員会規則第2号)第6条第2項に該当する職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>)で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員、地方公務員(職員を除く。))若しくは同規則第5条各号に掲げる法人に使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年佐賀県条例第3号)第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成13年佐賀県条例第46号)第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例(昭和27年佐賀県条例第18号)第2条第1号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職)の直前の住居であった住宅(有料の佐賀県職員宿舍並びに第2条第1号に規定する住宅、宿舍及び職員宿舍並びに同条第2号に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額</p>

改正前	改正後
	12,000円を超える家賃を支払っているものとする。